

最高裁も「上手く行かない」と言い始めた裁判員制度

内田博文氏（九州大学教授・刑法学）講演会

北九州市 ■ 内岡 貞雄

裁判員制度のスタートを1か月後にひかえた4月19日（日）、北九州市のムーブ5F小セミナールームで内田博文氏（九州大学教授・刑法学）の講演会が行われた（主催「裁判員制度はいらない！」北九州市民集会実行委員会）。約50人の参加者で会場が埋まったが、そこには十数人の大学生の姿もあり、熱心に傾聴していた。若者が参加する集会は、活気にあふれていて嬉しい気持ちがあった。

ここでは講演から、私たちは裁判員制度の何を問題とし、どのような視点で司法改革をとらえればいいのかを報告したい。

1. 「国民の過半数がダメだ」という裁判員制度を強行するのはなぜ？

世論調査によれば、裁判員制度を評価しない者56%は、評価する者35%を大きく上回っている。また、裁判員に選ばれた場合、積極的に参加するは14%、義務だから参加すると答えた者35%、できれば参加したくないと答えた者は46%にも及んでいる（毎日新聞の全国世論調査2009年1月24/25実施）。また、「メディアをはじめとする国民の多くが、裁判員制度のもとでも、これまでと同様に詳細な事実認定が可能であると考えているのではないかという疑問がある」（最高裁判所司法研修所「研究報告書」と記されているように、最高裁判所も裁判員制度の実施を前にして、今のままでは上手く行かないという認識を持ち始めていることがうかがわれる。

そもそも司法制度改革の大きな流れは、小泉政権時代の規制緩和から始まり（2001年）、アメリカがその改革の後押しをしてきた。すなわち、「利便性が高く、迅速かつ効率的に機能する司法制度を確立することは、過去数年間に日本が行った規制緩和の努力を成功させるためにも極めて重要である」ただし、アメリカは日本における「訴訟社会」の実現とそれに伴うアメリカ弁護士の日参入を意図しており、その関心はもっぱら「民事司



内田博文さん

法制度改革」に向けられていたのである。

日本政府は、本来ならば国民の権利として「民事裁判（行政訴訟）」へ国民を参加させるべきところを、水俣病や原発建設の是非などに見られるごとく、国や大企業にとって不都合なことが予想されるため、それを避けるべく意図的に「刑事裁判」（殺人罪や強盗致死傷罪など重大事件）への国民参加を変更したのであった。そして、この方針に沿って松尾浩也・法務省顧問（元東大法学部教授）が裁判員制度のアイデアを提唱。しかも「従来の日本型刑事裁判」を踏襲という条件を示しつつ、当初は改革に消極的だった検察庁・裁判所を説得し、その後、日弁連も賛同に加わり法曹三者が「刑事裁判員制度」推進を担うことになった。

ここでいう日本型刑事裁判とは、「自白調書」を重大事件でも有罪証拠とするやり方で、自白獲得のために被疑者を最大23日間身柄拘束（警察の留置場）、24時間警察の監視下に置く。そして、その取調べは、弁護士との接見が制限される

なかで、朝から夜まで強行され、結果として「冤罪の温床」につながっていくものである。

このように、今回の司法改革は民事裁判を回避し、途中で刑事裁判に変わるといった流れから始まっており、それゆえに「従来の刑事裁判の欠陥」には全く手を触れずに裁判員法だけをつくってしまったのである。つまり、まさいに行われようとしている今回の裁判員制度は「市民をダシに、より管理しやすい司法システムをつくる」（周防正行・映画監督）ことにほかならないのである。

2. 裁判員制度はどこが問題なのか？

(1) 裁判員の大きな負担

裁判員の候補者になると原則辞退できない。本来「裁判を受けるのは国民の権利」であるはずなのに、裁判員を「国民の義務」として強制的に負担を強いるのは本末転倒である。裁判員になれば仕事を休まざるを得ず、公判や審議のために

数日間取られる。しかも、評議内容や他人のプライバシーにかかわる部分は、罰則を伴う守秘義務を設けられているなど、裁判員は物理的・精神的に大きな負担を強いられている。

(2) 「公判前整理手続き」で一方向的に公判を絞り込む

「公判前整理手続き」は、裁判所・検察・弁護側の三者で裁判の争点を絞り込むためのもので、6人の裁判員はその範囲内でやってくれればよいというものだ。裁判員は素人であり、裁判に関するすべての調書や証拠を見る必要はなく、職業裁判官がすべてお膳立てしておくからというのだ。裁判員は、裁判を迅速に厳罰的にやってくれればそれでいいと、検察庁などは期待しているようだ。裁判員は、担当の刑事裁判の全体像を正確に把握できなくても仕方ないという安易な発想が垣間見られている。

(3) 多数決で死刑や無期懲役を決められるのか

ドイツやフランスの採用する参審員の場合は量刑に関与するが、両国は死刑を廃止しているのだから、死刑を言い渡すことはない。また、アメリカの陪審員は全員一致で無罪か、有罪かを決めるけれども、量刑に関与することはない。日本のように国民が関与する裁判員制度で、9人（6人の裁判員と3人の裁判官）による多数決で死刑などが言い渡される国は他にはない。

私たちは想像できるだろうか？ 3~5日という短い公判で、一人の人間の生死を左右する判決を多数決によらねばならないということが……。

仮に「有罪」の心証に引っかかりを感じても、あるいは「死刑」という判断に強い躊躇を覚えたとしても、最終的には多数決で決まってしまうのである。しかも、評議の秘密を一生背負っていかねばならない。一般市民には過酷すぎる条件ではないか。

(4) 検察庁などが裁判員に期待するのは「迅速さと厳格な刑罰」である

国民の望む司法改革の一つに裁判の迅速性があるといわれる。一つの公判に10年余もかかる刑事裁判もあるからだろう。だからといって、重大な刑事裁判をわずか数日間で結審していいということにはならない。裁判にかかわるすべての調書や証拠、自白内容の信憑性の吟味等、必要不可欠な部分にはじっくり時間をかけることはごく当然のことだ。「裁判の事実認定について、健全な市民常識で結論を出すことは十分に出来る」という耳ざわりのいい言葉に惑わされてはならない。それこそが「誤判」や「冤罪」を生じさせる原因になっていくことを知らなくてはならないのだ。「合理的な疑問」が残れば、たとえ、それが少数であっても「無罪」が基本となる。しかし、裁判員制度推進論者は、楽観論の立場からそれが無視される制度設計をつくり、この上ない危険性ははらんでいるのである。

3. 真の司法改革の実現を！

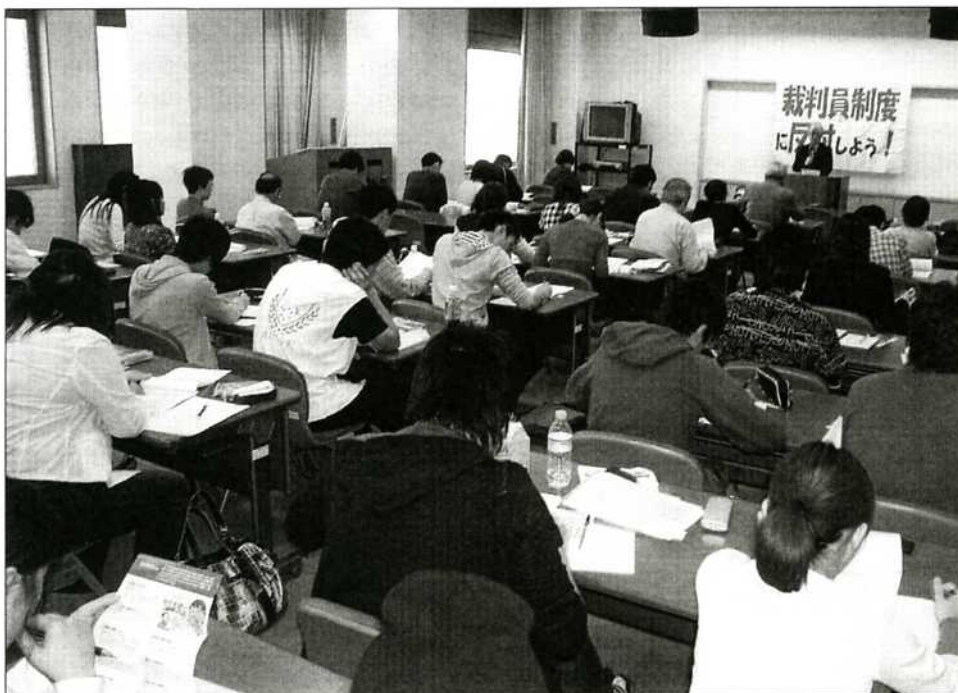
裁判員制度の施行が始まろうとしている。それにつれて未解決の問題や懸念される問題が次々に明らかになっている。このままでは、実施直後から諸問題が続出し、国民の不安が今以上に高まることは必定である。今、弁護士会で裁判員制度の実施に向けた対策の検討を担っているのは、推進派ではなく、裁判員制度反対派なのである。

最高裁判所は「裁判員に詳細な事実認定をせよと要求しても無理な話で、裁判員制度を行う以上は、真実の解明と被告人の権利保障が後退するのはやむを得ない」というような本音を露呈し始めている。また、裁判員制度が上手く行かなかった場合の責任を、個々の裁判官、検察官、弁護人の力量の問題にしようという布石も用意し始めている。

私たちは「誤判や冤罪」の犠牲者を出さないためにも、実施前の見直しを早急に求めなくてはならない。それには、まず、従来の日本型刑事司法を脱却し、国連自由権規約委員会の勧告に誠実に答えることである。その上で、制度設計の見直しをしなくてはならないが、なかんずく、「死刑については特別な手当てをしなさいといけない。少なくとも死刑判決については、多数決ではなく、全員一致にしないといけない。この特別な手当てができないのなら、裁判員制度の実施は見合わせるべきである」（柳・日弁連死刑問題検討委員会副委員長）。

また、被害者遺族の感情のみを報道して、被告の厳罰化だけを要求するような現状を変えて、事件による被害者遺族の経済的・精神的なケアにも取り組めるような仕組みが考えられなくてはならない。一方、被告についても厳罰主義で断罪するだけで、果たして重大事件は減っていくのかという方向性をさぐりながら、被告の社会更生の道筋をもっと多面的に検討する場も必要になっている。

私たちは裁判員制度をSTOP!させるとともに、それをどういうものに変えていくのか、裁判員制度を変えられるのは私たち市民一人ひとりであるという自覚を持つことが求められている。同時に、司法改革は「国民の義務」ではなく「国民の権利」としてとらえるべきもので、「司法制度の真の民主化」をめざす時宜と考えなくてはならない。



熱心にメモをとる学生が多かった